

児童扶養手当等の対象者が拡大されます

父子家庭へも

児童扶養手当が支給されます



母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当が、平成22年8月分手当から父子家庭にも支給されることになりました。

●児童扶養手当とは？

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・中度以上の障害を有する場合は20歳未満)について、母(父)がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
 - ②母(父)が死亡又は生死不明である児童
 - ③母(父)が重度の障がいの状態にある児童
 - ④母(父)が一年以上拘禁されている児童
 - ⑤母(父)から一年以上遺棄されている児童
 - ⑥婚姻によらないで生まれた児童
- 手当の月額はいくら？
- 児童1人のとき
98500円～4万17200円
- 児童2人以上の加算額
2人目 50000円加算

3人目以降

一人につき30000円加算

※受給者や扶養義務者等の前年の所得によっては、手当の一部又は全額支給停止となります。

○支給制限があります

次のような場合は手当を受取ることができません。

- ①公的年金や遺族補償を受けているとき、または受けることができるとき
- ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③児童が母(父)の公的年金の加算対象になつていないとき

○児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

父子家庭の方で7月31日までに支給要件に該当している人は、平成22年11月30日までに申請すると8月分からの支給になります。

8月1日から11月30日までに支給要件に該当した人は、11月30日までに申請すると要件に該当した日の翌月分から支給になります。

※8月～11月分の支給は12月です。

児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費助成の更新手続きをお願いします

現在、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、毎年8月に現況届・更新の手続きが必要で、この届け出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりまのでご注意ください。

該当者の方には通知します。

○受付日程・場所

- ・8月17日(火) 北方支所 2階会議室
- ・8月18日(水)～20日(金) 本庁 1階会議室
- ・8月23日(月) 山内支所 2階会議室

○受付時間 9時～19時

問 子育て部 支援課

- ☎(23)9216 山内支所 くらし課
- ☎(45)2906 北方支所 くらし課
- ☎(36)6020



担当:松尾

【有料広告】

タケトモカイ

武友会 武雄市農業青年クラブ

- 市内の若手農業者で活動するクラブです。部員相互の交流、仲間づくり、地域農業の発展を目的として設立しました
- 市内の保育園を対象として農業体験を実施しています
- 市民や就農希望者に農業・農村の魅力を伝える活動をしています



田植え体験



芋さし体験

只今クラブ員を募集しております

問合せ：武友会事務局（農林商工課内）
Tel 23-9335 Fax 23-7102